下水道事業負担金徴収猶予基準

岡山市下水道事業負担金条例施行規則第8条の規定による負担金の徴収猶予の取扱いは、次のとおりとする。

徴収猶予項目		猶予期間	摘要
1 受益者が、 その財産にの き、震災、 水害、火災害と がまの が、 の で け、 が か に の り に の り に の り に の り に り に り り に り り り り	ア 震災及び風水害について	1年ごとに更新し、2 年以内とする	地方公共団体で罹災 証明の取得できるもの
	イ 火災について	同上	消防署で罹災証明の 取得できるもの
	ウ 盗難につい て	1年以内	警察署で盗難証明の 取得できるもの
2 受益者又は受益者と生計を一 にする親族が病気にかかり、又 は負傷したとき		1年ごとに更新し、2 年以内とする	医師の診断書が取得 できるもの
3 その他市 長が特に認め たとき	ア 農地について	(i) 農地以外に転用 されるまで(ii) 受益の目的とな る権利の移転、変更 又は消滅のあるま で	受益者から申請のあったもので調査の結果 必要と認めるもの
	イ 生活困窮者 について	1年ごとに更新し、2 年以内とする	
	ウ 係争地につ いて	受益者の決定(判定) までの期間	
	エーその他	その都度市長が決定する	